奈良県警察本部　告示　第 61 号

道路交通法第１０３条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第１０４条第４項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和　8　年　11　月　9　日

奈良県警察本部長
警視長　飯 崎　　進

1　　日　　時

令和　8　年　12　月　22　日　　午前　8時３０分

2　　場　　所

奈良県橿原市葛本町１２０番地の３
奈良県警察本部交通部運転免許課　別館意見の聴取会場